

松山市コワーキングスペース 利用支援補助金について

松山市 産業経済部 企業立地・産業創出課 産業創出担当
(市役所本館8階)
〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2
TEL (089) 948-6550・FAX (089) 934-0113

◇松山市コワーキングスペース利用支援補助金の概要

本市の認定を受けたコワーキングスペース（注1）の利用者に対して、補助金を交付します。

注1. 本補助金での「コワーキングスペース」とは、利用者が他の利用者と空間を共有しながら起業活動、事業活動等を行う施設であって、共用の事務用品、什器、ネットワーク設備等を備えたものを指します。

※ご利用を考えているコワーキングスペースが、松山市の認定を受けているかどうかは、松山市企業立地・産業創出課（089-948-6550）までお問い合わせください。

◇補助対象者

制度のご利用には、以下の条件を全て満たすことが必要です。

- ① 起業準備又は創業3年以内の事業活動を目的に、本市の認定を受けたコワーキングスペースを月額の利用料金を支払う契約を交わして利用する者
- ② 市内に本店若しくは本社を有する法人又は市内に住民登録のある個人

※ただし、以下のいずれかに該当する者は本補助金の対象外とします。

- ・市税を滞納している者
- ・過去に本補助金の交付を受けている者
- ・宗教活動又は政治活動のために認定施設を利用する者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項までに定める営業を行う者
- ・公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行う者
- ・松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である者又はその役員及び従業員のうちに暴力団員等のある者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者

◇補助額・対象経費

補助対象期間：コワーキングスペースの利用に係る最初の利用料金が発生する日から起算して、利用料金が発生しない期間を除く6月

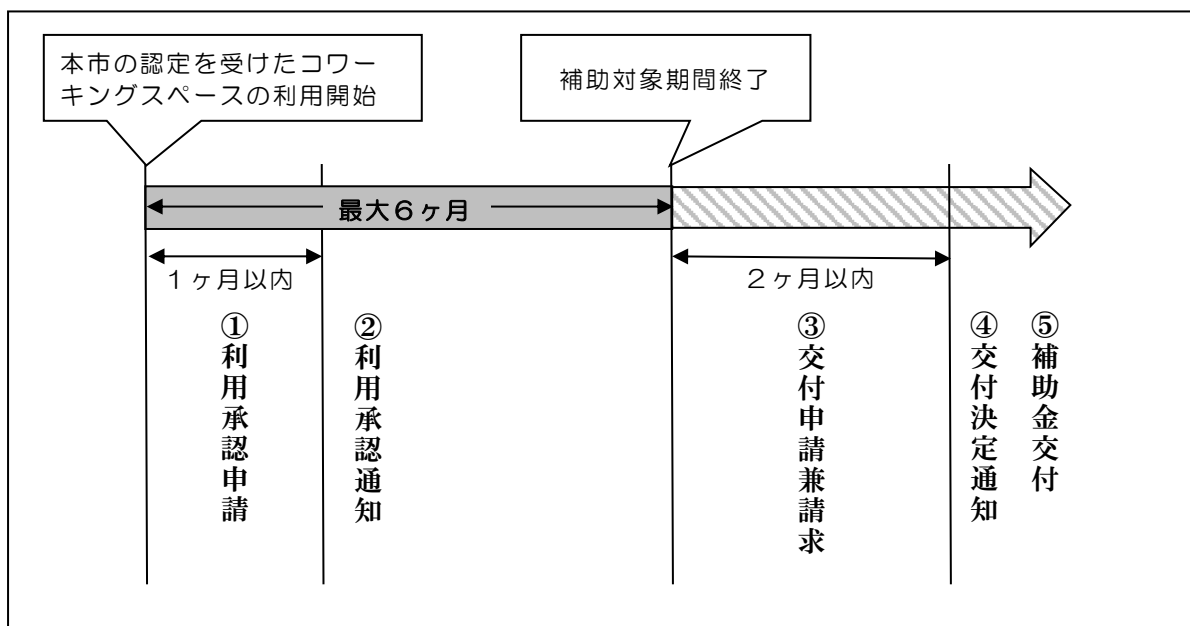
補助上限額：1月あたり3万円 ※千円未満切捨て

補助率：補助対象経費の1/2以内

補助対象経費：コワーキングスペースの月額利用料金 ※消費税額を除く

※入会金やコピー機利用料等の月額利用料金と別途発生する費用は対象外

◇申請の流れ



① 利用承認申請

※認定を受けたコワーキングスペースの利用契約後1ヶ月以内に提出が必要

認定申請に必要な書類
1. 松山市コワーキングスペース利用支援補助金利用承認申請書（様式第4号）
2. 誓約書（様式第5号）
3. 契約内容及び利用料金がわかる契約書等の写し
4. 市税完納証明書

② 利用承認通知 市から通知します

③ 交付申請兼請求

※認定を受けた施設の利用に係る補助対象期間終了後2カ月以内に提出が必要

交付申請に必要な書類
1. 松山市コワーキングスペース利用支援補助金交付申請書兼請求書（様式第9号）
2. 補助対象期間のコワーキングスペース利用料の領収書等の写し

④ 交付決定通知 市から通知します

⑤ 補助金の交付 市から指定口座に入金します

◇申請書等の送付先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2（市役所本館8階）
松山市 産業経済部 企業立地・産業創出課 産業創出担当

《留意事項》

- 令和6年4月1日から令和6年5月14日の間で、本市が認定するコワーキングスペースと既に契約し利用を開始している補助対象者は、令和6年6月13日までに認定申請に必要な書類を提出してください。
- 利用承認申請時の内容が変更となる場合は、松山市コワーキングスペース利用支援補助金利用承認変更申請書（様式第7号）、中止となる場合は、松山市コワーキングスペース利用支援補助金利用中止申請書（様式第8号）の提出が必要となりますので、担当（企業立地・産業創出課産業創出担当）までご連絡をお願いします。
- 交付申請日の属する年度での支払いとなります。
- 予算がなくなり次第締め切ります。申請の可否についてはお問い合わせください。